とやま中央会 FAX 情報

2019. 9. 2 発行 №566

平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上 促進補助金」の2次公募を実施しています

全国中小企業団体中央会では、平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(ものづくり補助金)の2次公募を令和元年8月19日(月)13時より開始しました。本事業は、中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。公募期間は令和元年9月20日(金)15時まで、電子申請を行った場合のみの受付となり、10月末を目処に採択公表を行う予定です。

1. 事業の目的

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋 台骨である中小企業・小規模事業者等(特定非営 利活動法人を含む)が取り組む生産性向上に資す る革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセ スの改善を行うための中小企業・小規模事業者の 設備投資等の一部を支援します。

2. 対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を 行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件 のいずれかに取り組むものであること。

(1) 革新的サービス

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

(2) ものづくり技術

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3~5年で「付

加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の 向上を達成できる計画であること。

3. 公募期間

受付開始 令和元年8月19日(月)13時 公募締切 令和元年9月20日(金)15時 ※本公募は「ミラサポ(https://www.mirasapo.jp)」 中小企業庁が開設した支援ポータルサイト会員ペ ージ内に設けられるものづくり補助金電子申請シ ステムを使用して、電子申請を行った場合のみ受 付となります(1事業者につき、1申請のみ)

4. 補助対象事業及び補助率

(1) 一般型

中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

·補助額:100万円~1,000万円

·補助率:1/2以内(※1、※2)

※1:生産性向上特別措置法に基づき、令和元年7月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備導入計画」

の認定を平成30年12月21日の閣 議決定後に新たに申請し、認定を受 けた場合(変更申請の場合は新規の 設備導入を行う計画であること)の 補助率は2/3

※2:3~5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」 (=「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3

- 設備投資: 必要
- ・補助対象経費:機械装置費、技術導入費、専門 家経費、運搬費、クラウド利用 費
- その他
- ●複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能(補助上限額は共同申請全体で1,000万円)。
- ●特定非営利活動法人が申請する場合は、上記に加えて、次に掲げる①、②に応じた要件を満たすこととする。

①特定非営利活動法人単体で申請を行う場合 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第 5条に規定される34業種)を行う法人であり、 かつ認定特定非営利活動法人でないこと。ま た、交付決定時までに本事業に係る「経営力向 上計画」の認定を受けていること。

- ②特定非営利活動法人が中小企業者と共同で 申請を行う場合
- ・共同申請の半数以上が中小企業者によって 構成され、全体の補助金総額の2/3以上は

中小企業者に充てること。

- ・特定非営利活動法人に対する補助金額が共同 申請を構成する法人の中の最高額とはならな いこと。
- ●生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能(共同申請の場合は全体で30万円までの増額)。
- (2) 小規模型
- ①設備投資のみ

小規模な額で中小企業者等が行う革新的サービス開発・生産プロセスの改善を支援します。

- ・補助額:100万円~500万円
- ·補助率: 1/2以内(※1、※2前記参照)
 - ●小規模企業者・小規模事業者、常時 使用する従業員が20人以下の特定非 営利活動法人の場合は2/3
- · 設備投資: 必要
- ・補助対象経費:機械装置費、技術導入費、専門 家経費、運搬費、クラウド利用 費
- ・その他:複数の中小企業者等が共同で申請を 行うことが可能(補助上限額は共同 申請全体で500万円)。

②試作開発等

小規模な額で中小企業者等が行う試作品開発 (設備等を伴わない試作開発等を含む)を支援 します。

- ·補助額:100万円~500万円
- ・補助率: 1/2以内((2)小規模型①設備 投資のみの補助率に記載した条件を 満たす事業者は2/3)
- ・設備投資:可能(必須ではない)
- ・補助対象経費:機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費

- その他
- ●①、②とも生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能(共同申請の場合は全体で30万円までの増額とする)。
- ●特定非営利活動法人が中小企業者と共同で申請を行う場合は(1)一般型に記載した要件を満たすこととする。

5. 補助事業実施期間

交付決定日から令和2年1月31日(金)まで

6. お申込み・お問合せ先

本会ものづくり・商業・サービス生産性向上促 進補助金 富山県地域事務局

TEL: 076-482-5738

◇ 業務改善助成金のご案内

富山労働局では業務改善助成金による支援を実施しています。業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図るための制度です。最低賃金の改定時期が近付いているこの時期にぜひご検討ください。

1. 支給対象者

事業場規模30人以下で、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場 ※過去に業務改善助成金を受給した事業場でも助

2. 支給の要件

成対象となります。

- (1) 事業実施計画を策定すること
 - ①賃金引上計画:事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画(就業規則等に規定)
 - ②業務改善計画:生産性向上のための設備投資などの計画
- (2) 引上げ後の賃金額を支払うこと(引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要)

- (3) 生産性向上に資する機器・設備などの導入による業務改善を行い、その費用を支払うこ
- (4) 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

その他、申請に必要な書類があります。

3. 助成上限額・助成率

事業場内最低賃金の引上げ額:30円以上

引上げる労働者数助成上限額1~3人50万円

4~6人70万円7人以上100万円

助成率:3/4(生産性要件を満たした場合 4/5)

4. お問合せ先

【助成金の要件、申請書類の確認等について】 富山労働局雇用環境・均等室 TEL. 076-432-2740 【自社にあった業務改善計画の策定等】 働き方改革推進支援センター富山 TEL. 0120-931-058

◇ 令和元年度県・市町村統一 ノーマイカー運動 を実施します

富山県公共交通利用促進協議会では、マイカーに依存した生活を見直し、エコや健康づくりにもつながる公共交通の利用を一層促進するため、「県・市町村統一ノーマイカー運動」を実施します。日頃マイカー通勤の方は、1回100円で公共交通機関を利用できます。

1. 実施期間

令和元年9月20日(金) (バスの日) ~10 月14日(月・祝) (鉄道の日)

2. 利用可能路線

あいの風とやま鉄道、富山地鉄(電車・バス)、 富山地鉄北斗バス、加越能バス、万葉線、富山ラ イトレール、コミュニティバス (一部)

3. 参加できる方

日頃、公共交通機関以外の方法(マイカー、バイク、自転車など)で通勤している方

4. お申込み方法

事業所ごとに参加者をとりまとめてお申込みください。参加申込書は下記URLからダウンロード可能です。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1403/kj000 00796-001-01.html

5. 特典

当運動参加者は、駅周辺の協賛店舗で特典が受けられるほか、アンケートへの回答や県公式アプリ「元気とやまかがやきウォーク」への参加により、抽選で景品をプレゼントします。

6. 表彰

当運動への参加や日頃から公共交通の利用促進に積極的に取り組む事業所を表彰します。

7. お問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 富山県公共交通利用促進協議会 (富山県総合交通政策室内)

TEL. 076-444-3123

FAX. 076-4444-9656

E-Mail. asokosei@pref. toyama. lg. jp

◇ 組合女性部・女性経営者等セミナー開催のご 案内

本会では、組合女性部間の交流の推進や女性経営者等の資質向上を図ることを目的として、下記のとおり組合女性部・女性経営者等セミナーを開催します。

新元号「令和」の出典となった万葉集に最も多くの歌を残した歌人は大伴家持です。家持の歌 473 首のうち約半数が国守として赴任した越中の地で詠まれたと云われており、富山県はまさに万葉集ゆかりの地といえます。今回は、令和最初の年に元号の出典となった万葉集を深く知ることができる内容となっています。多数のご参加をお待ちしております。

- 1. **開催日時** 令和元年10月7日(月) 13時30分~15時 (講義60分、展示説明30分)
- 開催場所 高志の国文学館 研修室 101 (富山市舟橋南町 2-22)
- 3. テーマ 「女性の歌からみる万葉集」
- 4. 講師 山田 優子 氏(高志の国文学館 学芸担当)
- 5. 参加費 無料 ※展示観覧料は中央会が負担します。
- 6. 定員 30名
- 7. 主 催 富山県中小企業団体中央会 富山県中小企業レディース連絡会
- 8. お申込み・お問合せ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課 TEL. 076-424-3686

FAX. 076-422-0835

下記URLより受講申込書をダウンロードいた だき、FAXにてお申込みください。

https://www.chuokai-

toyama.or.jp/topics_detail.phtml?Record_ID=3 e2c2498e1570c71075da49313c3e0fe



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6 階 URL. https://www.chuokai-toyama.or.jp/ TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835